

令和5年12月8日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	新かながわランドデザイン（仮称）素案について……………	1
II	「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）素案」について……………	8
III	神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画案について……………	20
IV	神奈川県立のビジターセンターの指定管理者の選定基準について…	24
V	神奈川県漁港管理条例の一部改正について……………	27

I 新かながわグランドデザイン（仮称）素案について

1 趣旨

- ・ 2040年頃には団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となり、神奈川の高齢者数と高齢化率は共にピークを迎え、さらには神奈川の総人口は900万人を下回り、これまで見据えてきた課題がより一層鮮明化していくことが予測される。将来の不確実性が高まる中、社会に潜在する課題をあらかじめ浮き彫りにしていくことが重要である。そのためにも、できる限り将来の展望や課題を明らかにし、長期的なビジョンを県民と共有する必要がある。
- ・ こうしたことから、これまで掲げてきた「いのち輝くマグネット神奈川」の理念を継承し、2025年よりもさらに先を見据えて「基本構想」を見直すとともに、政策を着実に実行するための新たな「実施計画」を策定することとし、新かながわグランドデザイン（仮称）素案を作成した。

2 経緯

- ・ 令和5年10月16日から11月15日まで、新たな総合計画骨子に対する意見募集等を行った。
- ・ 令和5年11月21日に開催した神奈川県総合計画審議会で、新かながわグランドデザイン（仮称）素案（案）について審議し、了承された。

3 基本構想 素案の概要

※注）素案から新たに追加した項目に下線

策定に当たって

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の構成
- 4 神奈川の姿
- 5 基本構想の見直しの視点

第1章 基本目標（議決対象）

- 1 目標年次 2040（令和22）年
- 2 基本理念 「いのち輝くマグネット神奈川」を実現する
- 3 神奈川の将来像
 - (1) 誰もが安心してくらせる やさしい神奈川
 - (2) 誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川
 - (3) 変化に対応し 持続的に発展する神奈川

第2章 政策の基本方向（議決対象）

1 2040年に向けた政策の基本方向

- (1) 将来に希望の持てる社会をつくります
- (2) 国内外から選ばれ 持続的に発展する都市をつくります
- (3) 地球規模の課題に対して役割を果たします
- (4) 誰もが自分らしく生きられる社会をつくります
- (5) 安全・安心で持続可能な社会をつくります
- (6) 多様な担い手との協働・連携を強化します
- (7) 市町村との協調・連携のもと 広域自治体の責任と役割を果たします

2 政策分野別の基本方向

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 子ども・若者・教育 | (5) 共生・県民生活 |
| (2) 健康・福祉 | (6) 危機管理・くらしの安心 |
| (3) 産業・労働 | (7) 県土・まちづくり |
| (4) 環境・エネルギー | |

3 地域づくりの基本方向

- (1) 基本的考え方
- (2) 地域政策圏
 - ・ 川崎・横浜地域圏
 - ・ 三浦半島地域圏
 - ・ 県央地域圏
 - ・ 湘南地域圏
 - ・ 県西地域圏

第3章 基本構想の見直し

神奈川をとりまく社会環境

4 実施計画 素案の概要

県の重点施策を分野横断的に取りまとめ、ねらいや具体的な取組などを示す「プロジェクト」、県の政策の全体像を総合的・包括的に示す「主要施策」などで構成する。

(1) 計画期間

2024（令和6）年度から2027（令和9）年度までの4年間

(2) 計画の構成

※注）素案から新たに追加した項目に下線

1 策定に当たって

2 めざすべき4年後の姿

「県民目線のデジタル行政でやさしい社会の実現」

3 プロジェクト

テーマⅠ 希望の持てる神奈川

P J 1 子ども・若者

～子ども・若者が明るい未来を描けるかながわ～

P J 2 教育

～変化の激しい社会に適応できる柔軟で自立した人材の育成～

P J 3 未病・健康長寿

～未病改善や医療・介護の充実による生き生きとくらす社会～

P J 4 文化・スポーツ

～心身ともに健康で豊かな生活と活力ある地域社会～

P J 5 観光・地域活性化

～かながわの地域資源を生かした魅力的な地域づくり～

テーマⅡ 持続的に発展する神奈川

P J 6 経済・労働

～県内産業の活性化と多様な人材の活躍促進～

P J 7 農林水産

～地産地消の推進による持続可能な農林水産業の実現～

P J 8 脱炭素・環境

～未来のいのちや環境を守る脱炭素社会の実現をめざして～

テーマⅢ 自分らしく生きられる神奈川

P J 9 生活困窮

～誰もが自分らしく夢や希望を持つことができる地域づくり～

P J 10 共生社会

～障がい、国籍、性別によらない、ともに生きる社会の実現～

テーマⅣ 安心してくらす神奈川

P J 11 くらしの安心

～くらしや経済活動を取りまく脅威から県民を守る～

P J 12 危機管理

～災害に強いかながわをめざして～

テーマⅤ 神奈川を支える基盤づくり

P J 13 都市基盤

～持続可能な県土の形成をめざして～

4 神奈川の戦略

- (1) ヘルスケア・ニューフロンティアの推進
- (2) 輝き続ける人生100歳時代の実現
- (3) ロボット共生社会の実現
- (4) マグネット・カルチャーの推進
- (5) グローバル戦略の推進

5 プロジェクトに関連する地域づくりの取組

- ・ 川崎・横浜地域圏
- ・ 県央地域圏
- ・ 県西地域圏
- ・ 三浦半島地域圏
- ・ 湘南地域圏

6 新かながわランドデザイン（仮称）とSDGs

7 主要施策

政策分野別の体系

- | | |
|-------------|----------------|
| I 子ども・若者・教育 | V 共生・県民生活 |
| II 健康・福祉 | VI 危機管理・くらしの安心 |
| III 産業・労働 | VII 県土・まちづくり |
| IV 環境・エネルギー | |

8 計画推進

- (1) 計画推進のための行政運営
- (2) 計画の進行管理
- (3) 個別計画・指針

9 付属資料

- (1) プロジェクトの指標・KPI
- (2) プロジェクトと主要施策との関係

5 環境農政局関連のプロジェクト

(1) 環境農政局がとりまとめ局となっているプロジェクト

PJ7 農林水産（参考資料2 25ページ）

～地産地消の推進による持続可能な農林水産業の実現～

<具体的な取組>

- ・ 安定した食料等の生産基盤の構築
- ・ 安全・安心な魅力ある県産農林水産物の利用拡大

PJ8 脱炭素・環境（参考資料2 27ページ）

～未来のいのちや環境を守る脱炭素社会の実現をめざして～

＜具体的な取組＞

- ・多様な主体による取組の後押し
- ・県庁による率先した取組

(2) 他局がとりまとめ局となり、環境農政局が関連局となっている
プロジェクト

PJ3 未病・健康長寿（参考資料2 15ページ）

～未病改善や医療・介護の充実による生き生きとくらす社会～

＜具体的な取組＞

- ・未病改善による健康寿命の延伸

PJ5 観光・地域活性化（参考資料2 19ページ）

～かながわの地域資源を生かした魅力的な地域づくり～

＜具体的な取組＞

- ・観光の振興
- ・地域にひとの流れをつくる取組の推進

PJ6 経済・労働（参考資料2 23ページ）

～県内産業の活性化と多様な人材の活躍促進～

＜具体的な取組＞

- ・多様な人材の活躍促進

PJ10 共生社会（参考資料2 33ページ）

～障がい、国籍、性別によらない、ともに生きる社会の実現～

＜具体的な取組＞

- ・障がい児・者とともに生きる社会の実現
- ・ジェンダー平等社会の実現

PJ12 危機管理（参考資料2 39ページ）

～災害に強いかながわをめざして～

＜具体的な取組＞

- ・災害に強いまちづくり

PJ13 都市基盤（参考資料2 43ページ）

～持続可能な県土の形成をめざして～

＜具体的な取組＞

- ・交流と連携を支える交通ネットワークの充実
- ・活力と魅力あふれる強靱なまちづくりの推進

6 骨子に対する県民意見募集等

(1) 実施期間

令和5年10月16日～令和5年11月15日

(2) 実施方法

- ・ 県民参加リーフレットの配架（県機関・市町村・高校・大学など）、イベント・会議等で配布
- ・ 県のたより、ホームページ、SNSで情報発信
- ・ 対話の広場で意見交換
- ・ 市町村職員との意見交換
- ・ 県内全市町村に対し、文書による意見照会を実施
- ・ 神奈川県都市副市長会定例会で意見交換
- ・ 「子育て支援」をテーマとした知事と当事者とのオンライン対話を開催

(3) 意見数

448件（うち県民385件、市町村63件）

ア 性別・年代別の件数（回答があった方のみ）

男性	女性	合計
76	31	107件

10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	合計
12	10	10	22	13	32	3	1	103件

イ 分野別の件数

分野	件数	分野	件数
子ども・若者・教育	67	共生・県民生活	72
健康・福祉	17	危機管理・くらしの安心	117
産業・労働	37	県土・まちづくり	51
環境・エネルギー	24	計画全般（その他）	63
合 計			448件

7 今後の予定

- 12月 県民意見募集の実施
- 令和6年2月 第1回県議会定例会へ「基本構想」議案の提出、
「実施計画」（案）の報告
- 3月 「基本構想」及び「実施計画」の決定

＜別添参考資料＞

- ・参考資料1 新かながわグランドデザイン（仮称）基本構想 素案
- ・参考資料2 新かながわグランドデザイン（仮称）実施計画 素案
- ・参考資料3 県民参加パンフレット「新かながわグランドデザイン（仮称）素案（概要版）」
- ・参考資料4 県民意見募集の概要

Ⅱ 第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）素案について

1 経緯

令和4年12月、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、新たに「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（以下「国総合戦略」という。）を策定したことを踏まえ、「第2期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「第2期県総合戦略」）を見直し、新たに「第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）」（以下「第3期県総合戦略」）を策定する。

2 第3期県総合戦略策定の考え方

- ・ 地方創生を進めていくうえで、県が目指す理想像を地域ビジョンとして示す。
- ・ 第2期県総合戦略の4つの基本目標の枠組みを維持し、これまでに根付いた課題認識や取組を継続するほか、現在策定を進めている「新かながわグランドデザイン（仮称）実施計画」の考え方や位置付けられた施策を反映する。
- ・ 国総合戦略において、「デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化」とされていることを踏まえ、デジタルを活用した取組を位置付けるとともに、国総合戦略に位置付けられた教育や防犯・防災に係る施策を取り入れる。

3 今後の予定

令和5年12月	市町村への説明及び意見交換を実施 県民意見募集を実施
令和6年1月	神奈川県地方創生推進会議で議論
2月	第1回県議会定例会に報告
3月	策定

<別添参考資料>

- ・ 参考資料5 第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）（素案）
- ・ 参考資料6 第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）
附属資料 数値目標・KPI一覧表（素案）

第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（仮称）素案 ＜別添参考資料5、6参照＞

神奈川県人口ビジョン（令和2年3月改訂）（以下「人口ビジョン」という。）で示した「克服すべき2つの課題」と「3つのビジョン」を踏まえ、デジタルの力を活用しつつ、人口減少と超高齢社会を力強く乗り越えていくため、令和6年度から令和9年度までの4年間に取り組む施策等を示すもの。

1 構成

第1章	基本的考え方
第2章	地域ビジョン（県がめざす理想像）
第3章	基本目標
第4章	具体的な施策
1	各基本目標の施策
2	本県の地方創生におけるデジタル活用の方向性
3	本県の地方創生におけるSDGs（持続可能な開発目標）
第5章	推進体制

2 概要

(1) 基本的考え方

第3期県総合戦略は、人口ビジョンで掲げる3つのビジョンの実現を積極的に進めていくため、新かながわグランドデザイン（仮称）実施計画から人口減少社会や超高齢社会への対応という観点で施策を抽出し、令和6年度から令和9年度の4年間の目標や施策の基本的方向を整理したものの。

(2) 地域ビジョン（県がめざす理想像）

地方創生を進めていくうえで、地域がめざす理想像を示すことが重要であることから地域ビジョンを掲げることとする。

なお、新かながわグランドデザイン（仮称）基本構想で掲げる神奈川の将来像と地方創生の考え方が共通していることから、基本構想で掲げる神奈川の将来像を地域ビジョンとして設定する。

地域ビジョン1	誰もが安心してくらせる やさしい神奈川
地域ビジョン2	誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川
地域ビジョン3	変化に対応し 持続的に発展する神奈川

(3) 基本目標

基本目標1 「しごと」をつくる

神奈川の成長力を生かした神奈川らしい成長産業の創出などに取り組むことにより、県内に魅力的なしごとの場をつくり、安定した雇用を生み出し、多様な人材が活躍して、多様で柔軟な働き方で一人ひとりが生き生きと働くことができる社会の実現をめざす。

<数値目標>

- ・実質県内総生産（第2次産業及び第3次産業）
- ・黒字企業の割合
- ・完全失業率《暦年》
- ・1人当たり月所定外労働時間《暦年》

基本目標2 新たな「ひと」の流れをつくる

神奈川のマグネット力を高め、観光の振興、地域資源を活用したプロジェクトを推進することで、ひとの流れをつくり、賑わいを創出する。また、将来の移住につながるよう、各地域のマグネット力を高め、地域活性化を図り、人を呼び込み、地域に住む人と人のつながりを創出し、定住人口の増加を図る。

<数値目標>

- ・観光消費額総額《暦年》
- ・県西地域の社会増減数（2024年～2027年の累計）《暦年》
- ・三浦半島地域の社会増減数（基準年(2022年)に対する増減数）《暦年》
- ・人口が転入超過の市町村数《暦年》

基本目標3 「ひと」を育てる（結婚・出産・子育ての希望をかなえる）

「子どもを生むなら神奈川 子育てするなら神奈川」の実現をめざし、結婚から育児までの切れ目ない支援や困難を抱える家庭・子どもへの支援などを通じて、安心して結婚、出産、子育てができる環境を整えるとともに、妊娠・出産などに関する知識の普及やライフキャリア教育を進め、若い世代の希望の実現を図る。また、神奈川の未来を担う子どもたちが変化の激しい社会に適応していけるよう、柔軟で自立した人材の育成を進める。

<数値目標>

- ・希望出生率の実現《暦年》
- ・「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」に関する満足度（県民ニーズ調査）

- ・「自分はこちらになりたい、こうしたい」という夢や希望を持てたと思う生徒の割合（県立高校）
- ・将来の夢や目標を持っている児童の割合（公立小学校）・生徒の割合（公立中学校）

基本目標4 魅力的な「まち」づくり

既に超高齢社会が到来している中で、未病改善をはじめとした健康長寿の取組により元気に、高齢者が取り残されることなく安心して暮らし、文化芸術活動やスポーツに親しみ心豊かに生き生きと暮らすことでいつまでも活躍できるまちづくりを進め、超高齢社会を乗り越える社会システムを創る。また、人口減少局面に入ったことから、女性、高齢者、障がい者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会づくりを図ります。さらに、脱炭素社会の実現や、安全で安心なまちづくり、都市機能の集約化などの観点に立った持続可能な魅力あるまちづくりを進めるなど、活力と魅力あふれるまちづくりの実現をめざす。

<数値目標>

- ・平均自立期間《暦年》
- ・「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合（県民ニーズ調査）
- ・「障がいのある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という考え方について「そう思う」人の割合（県民ニーズ調査）
- ・「外国人と日本人が国籍、民族、文化の違いを理解し、認め合ってともに暮らすこと」を重要だと思う人の割合（県民ニーズ調査）
- ・県内の温室効果ガス排出量の削減割合（2013年度比）
- ・「通勤・通学・買物など日常生活のための交通の便がよいこと」に関する満足度（県民ニーズ調査）

(4) 具体的な施策

ア 各基本目標の施策

基本目標1 「しごと」をつくる

中柱1 成長産業の創出・育成、産業の集積

小柱① 未病産業、最先端医療関連産業の創出・育成【政策局】

- ・未病産業などの創出・拡大
- ・最先端医療産業の創出・育成

小柱② ロボット関連産業の創出・育成

【政策局、福祉子どもみらい局、産業労働局】

- ・ロボットの社会実装
- ・県内中小企業に対するロボット関連産業への参入支援

小柱③ 産業集積の促進【政策局、産業労働局】

- ・ 成長性の高いベンチャー企業の創出・育成
- ・ 県外・国外からの企業誘致、県内企業の投資促進
- ・ 工場立地のための土地利用に係る規制緩和の検討
- ・ 成長分野において地域の特性を生かして高い付加価値を創出する地域経済牽引事業の促進・支援
- ・ 県内産業界のイノベーション促進

中柱2 産業の活性化

小柱① 県内中小企業・小規模企業の活性化【産業労働局】

- ・ 早期に必要な対策を講じることによる中小企業の経営状況の改善
- ・ 中小企業の経営革新の促進
- ・ 中小企業の必要とする人材とのマッチング
- ・ 中小企業の円滑な事業承継の促進
- ・ 中小企業制度融資による着実な資金繰り支援
- ・ 中小企業の海外展開の支援
- ・ デジタル化などの生産性向上に向けた取組の支援
- ・ 商店街の集客力強化の支援

小柱② 農林水産業の活性化【環境農政局】

- ・ 新品種などの育成や品質・生産性を高めるスマート技術等の開発・普及
- ・ 飼料生産基盤の強化
- ・ 養殖と海業の振興や水産資源の管理体制の強化
- ・ 生産基盤の整備や集団的な優良農地の保全、林道・漁港施設の整備
- ・ 生産性向上のための機械・施設等整備の支援
- ・ 農林水産物のブランド力強化や付加価値の向上、利用拡大の促進
- ・ 県産木材の流通過程における認証制度の活用促進
- ・ 農林水産業の多面的機能や生産活動に対する県民の理解促進
- ・ 国際園芸博覧会を通じた県産農産物のPRによる県内外での需要拡大の推進

中柱3 就業の促進と人材育成

小柱① 多様な人材の就業・活躍支援

【福祉子どもみらい局、健康医療局、産業労働局】

- ・ キャリアカウンセリングや企業と求職者とのマッチングの場の提供等による就業支援
- ・ 女性のライフステージに応じた就業支援
- ・ 障がい者雇用の場の確保

- ・ 外国人材のための労働相談の充実・多言語化
 - ・ 外国人材の活躍支援
- 小柱② 産業を支える人材育成【環境農政局、産業労働局】**
- ・ 中小企業のリスキリングによる人材育成支援
 - ・ 農林水産業の多様な担い手の育成・確保
 - ・ デジタル化や産業構造の変化、技術革新に対応できる人材育成
 - ・ 外国人材の育成
- 小柱③ 多様な働き方ができる環境づくり【産業労働局】**
- ・ 働き方改革に関するセミナーの実施
 - ・ 仕事と生活を両立できる職場環境整備の促進
 - ・ 多様な働き方が選択できる労働環境整備の促進
 - ・ 安心して働ける労働環境の整備

基本目標2 新たな「ひと」の流れをつくる

中柱1 観光の振興

- 小柱① 観光資源の活用や観光客の受入環境整備【国際文化観光局】**
- ・ 歴史的な建造物を会議会場等として活用するなどのMICEを呼び込むための取組や、富裕層をターゲットとしたコンテンツづくりなど観光消費につなげるための取組
 - ・ 多様化する外国人のニーズに対応できる質の高いガイド人材の育成
 - ・ 外国人観光客の受入れ、観光DXや高付加価値化など新たな観光需要に対応した体制整備等による快適な旅ができる環境づくり
- 小柱② 国内外への戦略的プロモーション【国際文化観光局】**
- ・ 多様なテーマに沿って県内の周遊を促すツーリズムの推進
 - ・ 県内の市町村や観光協会、観光関連事業者などと連携したプロモーションの実施
 - ・ 様々なデジタルツール等を活用した情報発信

中柱2 地域資源を活用した魅力づくり

- 小柱① 県西地域活性化プロジェクトの推進【政策局、健康医療局】**
- ・ 未病バレー「ビオトピア」などの拠点を活用した未病改善の実践の促進
 - ・ 周遊促進などによる地域のつながり強化
 - ・ 県西地域における移住・定住の促進
- 小柱② 三浦半島魅力最大化プロジェクトの推進【政策局】**
- ・ 観光の魅力を高める取組の推進
 - ・ 「半島で暮らす」魅力を高める取組の推進
- 小柱③ かながわシープロジェクトの推進【政策局】**
- ・ 民間事業者と連携したかながわ海洋ツーリズムの取組

- ・ 神奈川の海の多彩な魅力を伝える「Feel SHONAN」ウェブ
サイト・SNSによる情報発信

小柱④ マグカルによる地域の魅力づくり【国際文化観光局】

- ・ 伝統的な芸能体験や子ども・若者が文化芸術に触れる機会の提供
- ・ 文化芸術に関する情報発信

小柱⑤ 水源地域の活性化【政策局】

- ・ 水源地域の活性化と水源環境の理解促進

中柱3 移住・定住の促進

小柱① 移住の促進【政策局】

- ・ 県内各地域の魅力発信
- ・ 移住希望者への相談・支援
- ・ 市町村の移住促進の取組への支援

小柱② 定住しやすい環境づくり【政策局、県土整備局】

- ・ 人と人とのつながりを創出する機会や場の提供
- ・ 地域の活性化や課題解決に取り組む人材の育成
- ・ 多世代居住のまちづくりの推進

基本目標3 「ひと」を育てる（結婚・出産・子育ての希望をかなえる）

中柱1 結婚・出産の支援

小柱① 若い世代の経済的安定と結婚の希望をかなえる環境づくり

【福祉子どもみらい局、産業労働局】

- ・ 若者の就業支援
- ・ 市町村等と連携した結婚支援

小柱② 妊娠・出産を支える社会環境の整備【健康医療局】

- ・ 市町村等と連携した妊娠期からの伴走型相談支援・産後ケアの充実
- ・ 思春期から妊娠適齢期の男女を対象とした健康相談や健康教育
- ・ 産科医等の確保・育成
- ・ 周産期救急医療提供体制の整備・充実

中柱2 育児の支援

小柱① 子育てを支える社会の実現

【福祉子どもみらい局、健康医療局、産業労働局、県土整備局、
教育局】

- ・ 「かながわ子育て応援パスポート」の拡大
- ・ 保育環境の充実
- ・ 保育士確保対策
- ・ 市町村と連携した保育所など多様な教育・保育サービスの充実

- ・ 小学生の放課後対策の充実
- ・ 「子育てパーソナルサポート」による子育て支援情報の発信
- ・ 小児救急医療体制の整備・充実
- ・ 育児のための休暇制度の創設や男性育児休業取得促進などに取り組む中小企業を支援
- ・ 県営住宅における子育て世帯の入居促進

小柱② 困難を抱える家庭への支援【福祉子どもみらい局、教育局】

- ・ 子ども・若者の居場所や見守り拠点の整備
- ・ 高校生等への就学支援の充実
- ・ ひとり親家庭の自立支援

小柱③ 困難を抱える子どもへの支援

【福祉子どもみらい局、教育局】

- ・ 子どものいのちを守るための体制強化
- ・ 里親等への委託
- ・ 社会的擁護が必要な子どもたちの目線に立った権利擁護
- ・ 市町村や小児医療機関などと連携した医療的ケア児やその家族への支援
- ・ 子どもたちの声をきく機会の創出
- ・ ICTを活用したいのちの相談支援
- ・ SNSの活用を含む子ども・若者への相談支援
- ・ ケアラーの自立に向けた支援
- ・ ヤングケアラーの相談支援
- ・ 様々な困難を抱える児童・生徒への対応

中柱3 柔軟で自立した人材の育成

小柱① 将来を支える人材の育成【教育局】

- ・ キャリア教育の充実
- ・ シチズンシップ教育の推進
- ・ 理数教育の推進
- ・ 生徒の個性や能力を伸ばすための県立高校専門学科などにおける質の高い教育の充実
- ・ グローバル人材の育成

小柱② 共生社会の実現に向けた人材の育成【教育局】

- ・ インクルーシブ教育の推進
- ・ 「いのちの授業」のさらなる普及

小柱③ 教育環境の整備【教育局】

- ・ 1人1台端末を活用した教育活動
- ・ 「かながわティーチャーズカレッジ」などによる教員の確保
- ・ 外部人材や校務DXの推進等による教員の働き方改革の推進
- ・ コミュニティ・スクールの推進

- ・ 県立学校の計画的な老朽化対策や施設の更新

基本目標4 魅力的な「まち」づくり

中柱1 いつまでも活躍できるまちづくり

小柱① 健康長寿のまちづくり

【政策局、健康医療局、産業労働局、県土整備局、教育局】

- ・ 子どもの未病改善
- ・ 女性の未病改善
- ・ 働く世代の未病改善
- ・ 未病センターや県立都市公園など身近な場所で未病を改善する場の提供や環境づくり
- ・ 未病バレー「ビオトピア」を活用した未病の総合的な普及啓発
- ・ 健康・医療・福祉分野において社会システムや技術の革新を起こすことができる人材の育成
- ・ オンライン診療の導入など医療DXの推進
- ・ 健康情報の活用による効果的な施策の推進
- ・ がん対策や循環器病対策の推進
- ・ 地域医療に従事する医師の育成や看護師の研修等による人材確保
- ・ かかりつけ医の推進などによる上手な医療のかかり方の推進

小柱② 高齢者が安心できるまちづくり

【政策局、福祉子どもみらい局、健康医療局、県土整備局】

- ・ 保健・医療・福祉人材の育成・確保
- ・ 地域の特性を生かした支援を行う人材の育成
- ・ 福祉サービスを安心して利用することができるしくみづくり
- ・ 健康団地の取組の推進
- ・ 介護ロボット・ICTの導入による介護保険サービスの適切な提供のための基盤づくり
- ・ 高齢者が孤立しないコミュニティづくりの推進
- ・ 訪問看護推進の支援・在宅医療介護連携の支援
- ・ 「地域密着型サービス」の提供の促進
- ・ 認知症未病改善の拠点整備
- ・ 若年性認知症の人の自立支援ネットワークの構築
- ・ 認知症本人やその家族を地域で支えるしくみづくりへの支援
- ・ 認知症の人に関する正しい理解を深めるための運動の展開
- ・ 「住民主体の通いの場」等の活用によるフレイル対策、オーラルフレイル対策、認知症未病改善の取組
- ・ 「人生100歳時代」におけるライフデザイン支援

小柱③ 教養・文化に親しむ環境づくり【国際文化観光局、教育局】

- ・ 共生共創事業
- ・ 県民の学びの支援の推進
- ・ 県立文化施設や県立社会教育施設の機能充実

小柱④ スポーツに親しむまちづくり【スポーツ局、教育局】

- ・ 誰もが生涯を通じて楽しめるスポーツ活動の推進
- ・ スポーツ活動を拓げる環境づくりの推進
- ・ スポーツの持つ力による地域活性化、共生社会の実現

中柱2 誰もが活躍できるまちづくり

小柱① 悩みを抱える方へ寄り添うまちづくり【福祉子どもみらい局】

- ・ 配偶者等からの暴力被害者や困難な問題を抱えた女性等への支援
- ・ 孤独・孤立対策に関する県民理解の増進
- ・ ひきこもり当事者等への相談支援及びメタバースを活用した社会参加支援
- ・ 困窮者に向けたSNS等を通じた様々な相談窓口や支援制度の情報発信
- ・ 市町村における包括的な支援体制の構築支援や関係機関と連携した自立相談支援の体制強化
- ・ 若年無業者への相談支援の充実

小柱② ジェンダー平等で多様な人が活躍できるまちづくり

【福祉子どもみらい局】

- ・ 性別にかかわらず意思決定過程に参画するための企業、団体等の意識改革
- ・ ライフキャリア教育など若年層をはじめとした意識啓発
- ・ 家庭・地域活動への男性の参画促進
- ・ 育児・介護等の社会的な基盤整備

小柱③ 障がい者が活躍できるまちづくり

【福祉子どもみらい局、県土整備局】

- ・ メタバース等を活用した共生の場の創出
- ・ 障がい児・者への理解の浸透に向けた取組
- ・ 地域生活移行を支える人材の育成・確保
- ・ 障がい者が安心して生活できる環境の推進
- ・ 障がい者の意思決定支援の普及・定着に向けたしくみの整備

小柱④ 外国人が活躍できるまちづくり

【国際文化観光局、福祉子どもみらい局、産業労働局、教育局】

- ・ 多文化理解や国際交流の推進
- ・ 外国籍県民が安心してくらす環境の整備
- ・ 留学生へのニーズに応じた支援

中柱3 持続可能な魅力あるまちづくり

小柱① 脱炭素社会の実現【環境農政局、産業労働局】

- ・ 事業者の脱炭素化の促進
- ・ 住宅の省エネルギー化の促進
- ・ 脱炭素型ライフスタイルへの転換促進
- ・ 人流・物流の脱炭素化の促進
- ・ 再生可能エネルギーの導入促進
- ・ 脱炭素化に資する新たな技術等の実用化に向けた研究開発・実証等の促進
- ・ 森林や海洋での吸収源対策
- ・ 循環型社会の実現に向けた取組

小柱② 安心して暮らせるまちづくり

【くらし安全防災局、県土整備局、企業局、警察本部】

- ・ サイバー空間の安全・安心を確保するための被害防止対策の推進
- ・ 防犯対策などの情報発信や普及啓発、防犯活動を担う人材育成
- ・ AIを活用した交通指導取締りの推進
- ・ 特性や社会のニーズに応じた交通安全教育や広報啓発活動の推進
- ・ AIや民間委託を活用した交通安全施設整備の推進
- ・ ライフステージに応じた消費者教育の推進
- ・ 防災DXの推進
- ・ 消防団・自主防災組織の対応力強化
- ・ 遊水地や流路のボトルネック等の整備や土砂災害防止施設の整備・維持管理、上下水道施設・民間大規模建築物などの耐震化などの取組の推進

小柱③ 交通ネットワークの充実と魅力あふれるまちづくり

【政策局、総務局、環境農政局、福祉子どもみらい局、
県土整備局、企業局、警察本部】

- ・ バリアフリーのまちづくりの推進
- ・ 老朽化が進む県営住宅の建替えや住宅確保要配慮者の居住の安定確保
- ・ 地域の実情に応じた都市機能の集約化などの推進
- ・ 県有地・県有施設の有効活用
- ・ 地域の新たな拠点づくりや地域の特色を生かしたまちづくり
- ・ 自動車専用道路網や交流幹線道路網の整備、既存道路の有効活用
- ・ 鉄道ネットワークの充実強化や安定輸送の確保
- ・ 市町村や交通事業者などと連携したスマートモビリティ社会の

実現に向けた取組

- ・ AIなどのデジタル技術等を活用したインフラ施設の戦略的なメンテナンス

イ 本県の地方創生におけるデジタル活用の方向性

国総合戦略のデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させるという考え方を踏まえ、各基本目標にデジタルを活用した取組を位置付けている。各基本目標に位置付けたデジタルを活用した取組を、現在策定中の「神奈川DX計画」の「くらしのデジタル化」の施策体系に沿って整理している。

ウ 本県の地方創生におけるSDGs（持続可能な開発目標）

県の地方創生の取組は、新かながわグランドデザイン（仮称）と同様に、SDGsの理念と軌を一にするものである。地方創生の取組を進め、「いのち輝くマグネット神奈川」の実現をめざすことで、SDGsの目標である世界がめざす持続可能な社会の実現にも貢献していく。

Ⅲ 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画案について

県では、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「法」という。）に基づき策定している「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画」（以下「総量削減計画」という。）について、令和4年11月28日付けで、国が法に基づく「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を変更したことを受け、次期総量削減計画の策定に取り組んでおり、令和5年3月の当常任委員会に素案を報告した。

このたび、県民意見募集及び「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」での審議を経て、計画案を取りまとめたので報告する。

1 総量削減計画策定の背景

(1) 概要

- 法に基づき、自動車の交通が集中している地域で、大気汚染防止法等による措置のみでは大気環境基準の確保が困難であると認められる地域（以下「対策地域」という。）においては、国の基本方針に基づき、都道府県知事が総量削減計画を策定することとされており、本県においても当該計画を策定している。
- このたび、国は、対策地域を有する8都府県について、対策地域全体における令和2年度までの大気環境基準の確保という基本方針の目標については、ほぼ達成したと評価した。
- しかしながら、一部の測定局では二酸化窒素に係る環境基準値を超過する可能性が十分低い濃度レベルには至らなかったこと等により、引き続き現行の法に基づく各種施策を継続する必要があるとして、目標年度を令和2年度から令和8年度とし、令和4年11月28日付けで基本方針を変更した。
- このことを受けて、本県においても新たに総量削減計画を策定することとした。

(2) 対策地域

国が8都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県）を対策地域に指定しており、本県では、18市7町の区域が指定されている。

【本県の対策地域(右図の塗りつぶし部分)】
 横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市(旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を除く区域)、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、愛川町

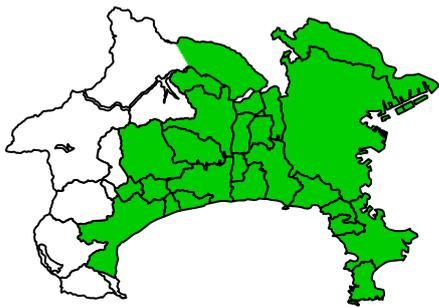


図 本県の対策地域

2 次期総量削減計画案の概要

(1) 計画策定における基本的な考え方

国の変更後の基本方針では、総量の削減に関する目標は、令和8年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保すること、すなわち現状の目標の維持となっており、施策の追加・修正もされていない。

このため、本県の計画においても、国の基本方針に則して、施策の追加は行わず、現状の目標を維持することとする。

(2) 計画の対象地域

法に基づき指定された対策地域を含む県内全域とする。

(3) 計画の目標

大気環境の維持を目標とし、令和8年度まで、県内全域における大気環境基準を確保した状態を維持する。

(4) 目標達成に必要な総量

目標値は現行計画から変更はない。

区 分		窒素酸化物 排出量(トン/年)	粒子状物質 排出量(トン/年)
平成21年度 (基準年度)	①事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される総量	62,000 【59,400】	3,310 【3,170】
	② ①のうち、自動車から排出される総量	19,900 【18,100】	930 【840】
令和8年度 (目標年度)	③令和8年度の目標達成のために達成すべき総量	48,300 【46,700】	2,830 【2,720】
	④ ③のうち、自動車から排出される総量	10,800 【9,900】	640 【590】

【 】内は対策地域内の数値

(5) 計画の達成期間

令和6年4月1日から令和8年度まで

(6) 対象地域の現状

現行の総量削減計画の目標達成評価について、国が示した指標を基に県内の大気環境を評価した結果、県内全域における大気環境基準は確保されていると評価できるものであった。

(7) 目標達成のための施策

ア 自動車単体規制の強化等

新車に係る排出ガス規制である「単体規制」の強化等を進める。

イ 車種規制の実施

排出ガス基準を満たさない車両の対策地域内における車検登録や更新を認めない「車種規制」を適正かつ確実に実施する。

ウ 運行規制等の実施

粒子状物質の排出基準に適合しないディーゼルトラック・バス等の県内運行を禁止する「運行規制」等を実施する。

エ 低公害車の普及促進

新車の排出ガス規制値よりも一定割合以上排出ガスを低減させた自動車や、電気自動車、燃料電池自動車の普及等を促進する。

オ エコドライブの普及推進

関係機関による実車・座学・シミュレーターを活用した講習会の開催や環境イベントでの啓発活動等を実施する。

カ 自動車交通需要の調整・低減

荷物の運搬を依頼する事業者と車両の有効活用を図ろうとする運送事業者をマッチングさせる求荷求車情報ネットワークの活用等による物流の効率化、鉄道及び海運の積極的な活用、公共交通機関の利便性の向上を促進する。

キ 交通流対策の推進

幹線道路ネットワークの整備等による交通流の円滑化、道路情報提供サービスの推進等による適正な交通管理等を進める。

ク 局地汚染対策の推進

県内で最も二酸化窒素濃度が高く、今後も常時監視結果の動向を注視する必要がある東京大師横浜線周辺の地域について、関係機関の連携の下で対策を推進する。

(8) 計画の推進

国、県、市町村、県警、道路管理者、関係団体、荷主、発注者、運送事業者等が連携して取組を行う。

また、施策の進捗状況を毎年、把握・評価する。

3 素案に対する県民意見募集の結果

(1) 県民意見募集

ア 募集期間

令和5年6月30日～7月31日

イ 意見募集の周知

- ・ 県政記者クラブ等への情報提供
- ・ 県の窓口における配架
県政情報センター、各地域県政情報コーナー、環境課
- ・ 県のホームページによる情報提供
- ・ SNSでの情報発信

(2) 実施結果

寄せられた意見の件数 0件

4 素案からの主な変更箇所

なし

5 今後のスケジュール（予定）

令和5年12月 環境審議会へ計画案を報告

環境大臣へ計画案の協議

令和6年3月 計画の公告

《参考資料7》

神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画案

IV 神奈川県立のビジターセンターの指定管理者の選定基準等について

神奈川県立のビジターセンターの指定管理者の募集について、指定管理者候補の選定方法及び選定基準の考え方を令和5年9月の当常任委員会で報告した。

このたび、令和7年4月からの次期指定管理者の選定に向けて必要となる「神奈川県立のビジターセンターの指定管理者の選定基準」について報告する。

1 選定基準について

(1) サービスの向上 (55点)

県が求めるサービス水準を達成できる提案か、事業者のノウハウを活かした効果的なサービスの提供が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
1 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	ビジターセンターの設置目的を踏まえた、指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方	10
	業務の一部を委託する場合の業務内容等	
2 施設の維持管理	清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等についての実施方針	5
3 利用促進のための取組、利用者への対応	より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等	25
	より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等	
	サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等	
	適正で安全な自然との接し方などの情報提供の取組等	
	手話言語条例や外国人への対応等	
	施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	
	一体運営により展開する、利用促進のための企画・取組	

4 事故防止等安全管理	通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容	5
	事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針	
	急病人等が生じた場合の対応	
5 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との協力体制の構築やボランティア団体等の育成・連携の取組内容及び地域資源と連携した取組内容	10
	地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	

(2) 管理経費の節減等 (20 点)

県が求めるサービス水準を確保するための管理経費が正確かつ適切に積算された収支計画となっているか、民間事業者のノウハウを活かした合理的な経費節減策が提案されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
6 節減努力等	$\frac{\text{「最低の提案額」と「積算価格から 20\% 節減した額」のうち、高い金額}}{\text{提案額 (積算価格から 20\% 以上節減している場合は、積算価格から 20\% 節減した額)}} \times 20$	20

(3) 団体の業務遂行能力 (25 点)

指定管理業務を遂行できる安定した経営基盤と相応の規模を有しているか、指定管理業務を遂行できる技術的能力（専門人材の配置、類似業務の実績等）が確保されているかについて評価する。

評価項目	評価の視点	配点
7 人的な能力、執行体制	指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況	5
	業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況	
	指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	

8 財政的な能力	安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5
9 コンプライアンス、社会貢献	指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5
	指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況	
	法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績	
	障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害者福祉条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方	
	手話言語条例への対応	
	社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	
10 事故・不祥事への対応、個人情報保護	募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5
	個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	
11 これまでの実績	指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況	5
	県又は他の自治体における指定取消しの有無	

2 今後のスケジュール（予定）

- 令和6年1月～ 指定管理者を募集
- 4月～ 外部評価委員会等による候補者選定
- 6月 指定管理者の指定議案を提出
- 令和7年4月 指定管理者による管理運営開始

《参考資料8》

神奈川県立のビジターセンターの指定管理者の募集について

V 神奈川県漁港管理条例の一部改正について

神奈川県漁港管理条例は、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の規定に基づき、県が管理する漁港の維持管理に関し必要な事項を定めている。

水産物の消費の大幅な減少等の課題に対し、漁港において、海や漁村の価値・魅力を活かす「海業」の推進を図り、併せて水産物の生産や流通の機能を強化していくことで、水産業の発展、漁業地域の活性化を図ることを目的に、令和5年5月に漁港漁場整備法が改正された。（令和6年4月施行）

このため、神奈川県漁港管理条例の改正を検討していることから、その概要について報告する。

1 改正素案の概要

(1) 法律名の改正

法律名が「漁港及び漁場の整備等に関する法律」となる。このため、神奈川県漁港管理条例についても引用する法律名を改正する。

(2) 漁港施設等活用事業制度の創設に伴う改正

法改正により創設される漁港施設等活用事業とは、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業をいう。

当制度においては、漁港管理者の認定を受けて、当該事業を実施する事業者に対し、事業を安定的に実施するため漁港施設の貸付(最大30年)や水面の長期占用(最大30年)等が可能となった。

法改正では、漁港施設等活用事業を実施する者から占用料等を徴収することができることとされていることから、神奈川県漁港管理条例についても所要の改正を行う。

(3) その他

法改正に伴い、漁港施設の見直し、漁港協力団体制度の創設等も規定されたが、法の施行時(令和6年4月)において、神奈川県漁港管理条例について改正が必要となる事項はない。

2 今後のスケジュール（予定）

令和6年2月 条例改正議案を提出

令和6年4月 改正条例の施行